

## 平成29年度第6回

### 野田市情報公開・個人情報保護審査会会議次第

日 時 平成29年8月30日（水）

午前9時から

場 所 市役所低層棟4階 職員控室

#### 1 個人情報取扱事務について（公開）

##### 報告事項

- ・一般旅券の発給の申請の受理、交付等に係る事務の事務開始届（市民課）

#### 2 諮問事項 個人情報保護制度の運用の見直しについて（公開）

- ・「公益上特に必要があると認めるとき」の適用について
- ・外部提供をする場合の周知及び反対者への配慮について
- ・個人情報を取り扱う事務の届出制度について

#### 3 諮問事項 行政文書部分開示決定に対する審査請求について（7件）（非公開）

個人情報を取り扱う事務開始届出書

平成29年8月24日

(届出先)  
野田市長

届出者 野田市長

野田市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	一般旅券の発給の申請の受理、交付等に係る事務				
届出担当課等の名称	市民生活部市民課				
事務の目的	旅券法に基づく一般旅券の発給の申請の受理、交付等に係る事務を行うため。				
対象者の範囲	申請者及び代理人並びに緊急連絡先となる人				
個人情報 の 記録 項目	①基本的事項	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> その他(連絡先)			
	②家庭生活	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 住居状況 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> その他			
	③思想・信条・宗教等	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある情報 <input checked="" type="checkbox"/> その他(刑罰関係)			
	思想・信条・宗教等に関する個人情報を収集している理由(第7条第3項)				
	<input checked="" type="checkbox"/> 1号(根拠法令 旅券法) <input type="checkbox"/> その他				
	④心身の状況	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 身体的な特性・能力 <input type="checkbox"/> 性質・性格 <input type="checkbox"/> その他			
	⑤社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 趣味・し好 <input type="checkbox"/> 評価・判定 <input type="checkbox"/> 団体活動歴 <input type="checkbox"/> 意見・要望等 <input type="checkbox"/> その他			
⑥経済状況	<input type="checkbox"/> 財産・収入・支出 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他				
⑦その他	肖像、渡航に関する情報				
事務開始年月日	平成29年10月2日				
個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外( <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他) 本人以外から収集している理由(第7条第2項) <input checked="" type="checkbox"/> 1号(根拠法令 旅券法) <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> 5号 <input type="checkbox"/> 6号 <input type="checkbox"/> 7号 <input type="checkbox"/> その他				
個人情報の目的外利用・提供先	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他) 目的外利用・提供をしている理由(第9条第1項) <input type="checkbox"/> 1号(根拠法令 ) <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> その他				
電子計算機処理の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	電子計算機結合の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	外部委託の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
備考	個人情報の保存期間   ①・3・5・10年   永年・常用   その他(   )				

一般旅券の発給の申請の受理、交付等に係る事務の内容

- 1 一般旅券発給申請書の受付を行う。
- 2 申請書を審査し、東葛旅券事務所へ送付する。
- 3 東葛旅券事務所において作成された旅券を受け取り、申請者に交付する。

## 1 「公益上特に必要があると認めるとき」の適用について

### ① 収集について

#### ア 訪問調査

近隣4市（柏市、流山市、我孫子市及び鎌ヶ谷市）を訪問して確認したところ、2市で表彰事務の事例があるのみであった。

表彰事務における収集については、本市では、条例第7条第2項第6号「争訟、選考、指導、相談等の事務を執行するために個人情報収集する場合において、本人から当該個人情報を収集したのでは、当該事務の目的を達成することができないと認めるとき、又は当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずると認めるとき」を適用している。

一方、流山市では、「公益上特に必要があり、かつ、本人から収集したのでは当該事務の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な執行を困難にするおそれがあると認められる場合において収集するとき、その他本人以外のものから収集することに相当の理由があると認められる場合において収集するとき」という規定を、鎌ヶ谷市では、「審査会の意見を聴いた上で、本人から個人情報を収集したのでは当該事務の目的の達成が損なわれ、又は当該事務の適正な執行に著しい支障が生じると認められるときその他本人以外の者から収集することに相当の理由があると認められるとき」という規定を適用している。

いずれの規定も本市の条例第7条第2項第6号及び第8号を混在させたような規定であるが、鎌ヶ谷市は審査会の事前の意見聴取が必要であるものの、流山市においては、収集に関しての審査会の意見聴取や報告の規定はなく、実施機関の判断によるのみとのことである。

#### イ 対応

選考等の事務では、犯罪に関する情報などの社会的差別の原因となるおそれがある個人情報を収集する可能性があることから、本人以外からの収集をする前に貴審査会の承認を得ることを義務付けるため、条例第7条第2項第6号は廃止し、見直し後は、同項第8号を適用することとしたい。

なお、条文に争訟や選考を例示すると（例：争訟、選考等の事務のために個人情報を収集する場合において、本人から当該個人情報を収集したのでは、当該事務の目的を達成することができないと認めるとき、又は当該

事務の適正な執行に著しい支障が生ずると認めるとき、その他実施機関が公益上特に必要があると認めるとき)、公益上特に必要があると認めるときの判断に当たり、例示を考慮し、この程度は認められると適用の判断が甘くなってしまうおそれがあるため、公益上特に必要があると認めるときの規定に例示は加えず、手引に事例の一つとして記載することとしたい。

また、外部提供や内部利用の事例はないと説明してきたが、国や県に表彰者を推薦する場合の外部提供や、市の表彰事務に、他の事務の情報を利用する場合の内部利用の事例があるため、手引に外部提供や内部利用の事例の一つとして記載する。

## ② 配慮を要する個人情報の収集について

### ア 訪問調査

近隣4市を訪問して確認したところ、どの市も事例がなかった。

### イ 対応

総務省からの通知では、「要配慮個人情報の収集制限を行うことは、行政機関個人情報保護法における個人情報の保護の範囲を超えるものである。このため、要配慮個人情報の収集制限については、収集制限を行う情報の範囲を含めて、行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえながら、各地方公共団体において地域の特性に応じて適切に判断する必要がある」とされているが、6月27日の審査会で御承認いただいたとおり、収集の原則禁止については、特に配慮を要する個人情報であることから、改正法よりも厳しい現行の市条例の制度を維持する。

ただし、現行の条例第7条では、第2項に本人からの収集の原則の規定、第3項に要配慮個人情報の収集禁止の規定と並んでいるが、判断の順序としては、まず、要配慮個人情報は収集してはならないが、収集が認められる場合に該当するかを判断し、次に、収集が認められる場合に、本人以外から収集することができる場合に該当するかを判断するため、条例の規定の順序を改める。

改 正 案	現 行
(収集の制限) 第7条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、個人情報を取り扱う事	(収集の制限) 第7条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、個人情報を取り扱う事

務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示があるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。

3 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示があるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。

(5) 所在不明その他の事由により、本人から個人情報を収集することが困難なとき。

(削る。)

務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示があるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。

(5) 所在不明その他の事由により、本人から個人情報を収集することが困難なとき。

(6) 争訟、選考、指導、相談等の事務

<p>(6) <u>第 9 条第 1 項ただし書の規定により、他の実施機関から個人情報の提供を受けるとき。</u></p> <p>(7) <u>前各号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。</u></p> <p><u>(現行の第 2 項と順序を入れ替える。)</u></p>	<p><u>を執行するために個人情報を収集する場合において、本人から当該個人情報を収集したのでは、当該事務の目的を達成することができないと認めるとき、又は当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずると認めるとき。</u></p> <p>(7) <u>第 9 条第 1 項ただし書の規定により、他の実施機関から個人情報の提供を受けるとき。</u></p> <p>(8) <u>前各号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。</u></p>
<p>4 <u>実施機関は、要配慮個人情報を第 2 項第 2 号に掲げる事由により収集しようとするとき、又は個人情報を前項第 7 号に掲げる事由により本人以外のものから収集しようとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。</u></p>	<p>3 <u>実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>法令等の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示があるとき。</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。</u></p> <p>4 <u>実施機関は、個人情報を第 2 項第 8 号に掲げる事由により本人以外のものから収集しようとするとき、又は前項に規定する個人情報を同項第 2 号に掲げる事由により収集しようとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。</u></p>

### ③ 外部提供について

#### ア 訪問調査

近隣4市を訪問して確認したところ、どの市も事例がほとんどない状況であり、野田市と同様に公益を「特に」とまで求めているか否かの明確な回答は得られなかった。

また、「相当の理由があるとき」という規定についても、どのような事務に適用されるのかの事例がない状況である。

#### イ 対応

「相当の理由があるとき」という規定の具体的な事例がなく、その度合いが判然としない。また、「公益」については、個人情報保護の観点からは「特に」という規定が必要であると考えているため、現行のままとする。

### ④ 内部利用について

#### ア 定義

(ア) 市長部局のY課がA事務で保有する情報を、市長部局のZ課がB事務で利用すること。

⇒ A事務からB事務への提供であるが、A事務の情報の目的外利用であり、B事務から見ると収集（条例第7条第2項ただし書の適用の問題）となる。

(イ) 市長部局のY課がA事務で保有する情報を、教育委員会のW課がC事務で利用すること。

⇒ A事務からC事務への提供で、市長から教育委員会への提供であるが、A事務の情報の目的外利用であり、C事務から見ると収集（条例第7条第2項ただし書の適用の問題）となる。

外部提供＝事前承認（第9条第3項）

⇒ 実施機関以外のものに提供しようとするとき

内部利用＝事後報告（第9条第4項）

⇒ 目的外のために利用し、又は他の実施機関に提供したとき



## イ 訪問調査

近隣4市を訪問して確認したところ、外部提供と同様にほとんど事例がないとのことであるが、市の外部に提供する場合と異なり、市が保有する情報を市の内部で市の事務のために利用する場合は、外部提供の制限とは厳しさが異なると考えている市もあった。しかし、事例がないなかで、適用に当たって具体的にどのような差が生ずるかについては明確とならなかった。

アンケート調査への個人情報の利用については、いずれの市も内部利用として審査会へ報告した事例はなく、目的内利用として考えているとのことである。

また、「内部利用をしたときは審議会に速やかに報告」との旨の規定がある柏市に、報告までの具体的な期間を確認したところ、期間の定めはなく、運用においても統一されていないとのことである。

## ウ 対応

現行の条例では、外部提供と同じ「特に」という厳しい適用の条件（第9条第1項第5号）であるが、貴審査会の事前承認（第9条第3項）は必要ではなく、事後報告（第9条第4項）で良いこととなっている。

前回の資料では、建築確認申請事務の事例を記載していたが、当該事例において固定資産税事務で利用する情報は建築基準法に基づく閲覧に供されている情報であり、また、固定資産税事務においては、地方税法に基づく調査権があることから、公益上特に必要があると認めるときの適用ではなく、法令等（地方税法）に基づく利用である。また、アンケート事務については、前回御承認いただいたとおり目的内利用として取り扱うことから、公益上特に必要と認めるときを適用する事務については、争訟、表彰等を除き、想定されなくなった。

争訟、表彰等を除き、具体的な適用事務が想定できないため、適用する事務は特殊なものとなることから、慎重に適用の適否を判断する必要がある。

このため、事後報告ではなく、事前承認を義務付けるために条例を改正したいと考えている。

改 正 案	現 行
<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第 9 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的(以下「目的外」という。)のために、当該個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を目的外のために利用し、又は提供するときは、当該個人情報に係る本人及び第三者(本人以外の個人及び法人その他の団体をいう。以下同じ。)の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。</p> <p>3 実施機関は、個人情報を第 1 項第 5 号に掲げる事由により目的外のために<u>利用し、又は提供しようとするときは</u>、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。</p> <p><u>(削る。)</u></p>	<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第 9 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的(以下「目的外」という。)のために、当該個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を目的外のために利用し、又は提供するときは、当該個人情報に係る本人及び第三者(本人以外の個人及び法人その他の団体をいう。以下同じ。)の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。</p> <p>3 実施機関は、個人情報を第 1 項第 5 号に掲げる事由により目的外のために<u>実施機関以外のものに提供しようとするときは</u>、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 <u>実施機関は、個人情報を第 1 項第 5 号に掲げる事由により目的外のために利用し、又は他の実施機関に提供したときは、その旨を審査会に報告するものとする。</u></p>

## ⑤ 電子計算機結合の制限について

### (1) 電子計算機処理について

#### ア 訪問調査

近隣4市を訪問して確認したところ、電子計算機処理の定義はなかった。エクセルは処理能力が高いから電子計算機処理に該当すると考えるが、ワードは電子計算機処理とはいえないと考えると伝えると、同様に考えるという回答であるが、ワードは検索機能もあるから電子計算機処理に該当するという考え方もあると伝えると、そのようにも考えることができるという回答であり、考え方は、それぞれの担当課に任せているとのことである。

#### イ 対応

現在では、事務を行うに当たり、電子計算機処理をすることは当たり前となっており、他団体において電子計算機処理を制限している団体はなく、総務省からの「個人情報保護条例の見直し等について」の通知においては、電子計算機結合の制限でさえも、結合を禁止していない行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえて見直しを行うことを求めている。

行政サービスの向上及び行政運営の効率化を図るために電子計算機処理は必須であり、電子計算機処理を制限することは現実的でないため、条例第11条の電子計算機処理の制限については廃止したいと考えている。

また、個人情報を取り扱う事務を委託する場合で電子計算機処理を伴うものであるときは、条例第13条第2項の規定により事前に貴審査会の承認が必要とされている。現在は、委託をする場合には電子計算機処理を伴うことから、委託の場合は同条第3項の事後報告に統一したいと考えている。

ただし、同条第1項は指定管理者に公の施設の管理を行わせるときの保護措置を規定しているが、同条第2項の事前承認や同条第3項の事後報告の対象となっていない。指定管理者は、公の施設の管理において様々な個人情報を取り扱うこともあるため、同条第1項の保護措置について、事前に貴審査会の承認を得ることとしたい。

## (2) 電子計算機結合について

### ア 訪問調査

近隣4市を訪問して確認したところ、事例がないとのことである。

なお、クラウドコンピューティングについて、電子計算機結合に該当するという運用をしているか確認したところ、いずれの市においても、届出の事例はなく、また、電子計算機結合に該当しないと考えているとのことである。

### イ 総務省からの「個人情報保護条例の見直し等について」の通知

次のとおり記載されている。

『個人情報保護条例におけるオンライン結合（通信回線を通じた電子計算機の結合をいう。）による個人情報の提供について、多くの地方公共団体では制限されているが、個人情報保護審議会等の意見を聴いた上で、公益上の必要があると認める場合などには、個人情報保護条例に基づきオンライン結合が認められている。

一方、行政機関個人情報保護法では、オンライン結合を禁止しておらず、地方公共団体においても、ITの活用により行政サービスの向上や行政運営の効率化が図られていることから、オンライン結合制限については、行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえながら、その見直しを行うなど、各地方公共団体において適切に判断する必要がある。』

### ウ 対応

まず、クラウドコンピューティングを導入する事務について、現行の運用では、個人情報を管理する機器を外部に置くために電子計算機結合としている。

しかし、物理的には外部であっても、実施機関の機器である場合と、事業者のサーバーと専用回線でつなぐものの、当該サーバー内に野田市の情報のみを扱う環境を実現し、当該環境の使用権を契約に基づき取得している場合であるため、見直し後は、これらの場合は実施機関以外のものとの電子計算機の結合に該当しないと整理したいと考えている。システムの保守の委託についても、同様の方法により行っているため同様に整理する。

このように、現在では、実施機関以外のものとの電子計算機の結合を行う事務は、法令等に定める場合を除き想定できず、総務省からの通知もあることから、電子計算機結合の制限を廃止することを検討した。

しかし、平成30年度からの国民健康保険の広域化に当たり、県からは、市の電子計算機と市以外の国民健康保険ネットワークとの結合をすることの検討を求められている。この結合について、法令等や県条例に規定されない場合には、公益上特に必要があると認めるときの適用を検討することとなるが、結合する場合には、セキュリティの確保が大前提であることから、このことを条文に明記した上で、結合の制限は残したいと考えている。

改 正 案	現 行
<p><u>第11条 削除</u></p>	<p>(電子計算機処理の制限)</p> <p><u>第11条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務について、新たに電子計算機による処理(以下「電子計算機処理」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。ただし、一時的又は試験的な個人情報を取り扱う事務に係る電子計算機処理その他規則で定める電子計算機処理を行おうとするときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2 実施機関は、第7条第3項に規定する個人情報を取り扱う事務について、電子計算機処理(前項ただし書に規定する電子計算機処理を除く。次条及び第13条において同じ。)を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 法令等の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示があるとき。</u></p> <p><u>(2) 当該事務の目的を達成するために</u></p>

不可欠であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき。

3 実施機関は、前項に規定する個人情報を取り扱う事務に係る電子計算機処理を同項第 2 号に掲げる事由により行おうとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。

(電子計算機の結合の制限)

第 12 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務に係る電子計算機処理を行う場合において、実施機関以外のものと通信回線その他の方法により電子計算機の結合をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示があるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項第 2 号に掲げる事由により実施機関以外のものと電子計算機の結合を行おうとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。

(電子計算機の結合の制限)

第 12 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務に係る電子計算機処理を行う場合において、実施機関以外のものと通信回線その他の方法により電子計算機の結合をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示があるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるときであって、個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるものであると認めるとき。

2 実施機関は、前項第 2 号に掲げる事由により実施機関以外のものと電子計算機の結合を行おうとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。

(事務の委託等に伴う措置)

第 13 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託しようとするとき又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に公の施設の管理を行わせるときは、当該個人情報を保護するための必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、前項の個人情報を保護するための必要な措置について、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。

3 実施機関は、第 1 項の規定により新たに委託をしたときは、当該個人情報を保護するために講じた必要な措置について、審査会に報告するものとする。この場合において、審査会は、実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。

(事務の委託等に伴う措置)

第 13 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託しようとするとき又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に公の施設の管理を行わせるときは、当該個人情報を保護するための必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、前項の個人情報を取り扱う事務のうち電子計算機処理が行われるものを新たに実施機関以外のものに委託しようとするときは、同項の個人情報を保護するための必要な措置について、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。

3 実施機関は、前項の規定により審査会の意見を聴いた場合を除き、第 1 項の規定により新たに委託をしたときは、当該個人情報を保護するために講じた必要な措置について、審査会に報告するものとする。この場合において、審査会は、実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。

## 2 外部提供をする場合の周知及び反対者への配慮について

### (案1)

反対者への配慮の機会を設けると、公益上特に必要があると認めるときに該当するか否かの判断が甘くなる可能性がある。

公益上特に必要があると認めるときに該当する要件の問題と、反対者への配慮をどうするかという問題は別と考えるべき。

反対者への自己情報コントロール権の行使の機会の付与サービスとは関係なく、その事務が公益上特に必要があると認められるか否かを判断する。

その上で、サービスとして周知等を行う。

なお、(案1)の場合は、以前御承認いただいた外部提供の「公益上特に必要があると認めるとき」の適用についての手引への記載を修正する。

具体的には、特に重要な事項として、ホームページ、市報等での公表、周知の有無及び方法や提供を拒否する申出があった場合の対応を慎重に検討した上で公益上特に必要があると認める理由を検討することとしている部分について、周知等の方法や拒否への対応をその他重要な事項に移す。

なお、前回の資料では50人未満の場合は本人通知と記載していたが、市報及びホームページによる周知とする。本人通知を除けば、周知等の取扱いは前回の資料のとおり。

- ① 市報及びホームページにより、外部提供をすること、反対者の情報は提供から除くため、提供拒否の申出をしてほしいこと、申出方法及び申出期間を周知する。
- ② 申出期間は、市報への掲載又はホームページへの掲載のいずれか遅い日から30日間以上の期間を設ける。
- ③ 申出者に対して、外部提供の対象から除くことを郵送により通知する。
- ④ 申出者の情報を除き、外部提供をする。



(案2)

反対者への自己情報コントロール権の行使の機会の付与サービスとは関係なく、その事務が公益上特に必要があると認められるか否かを判断することが大前提であり、反対者への配慮とは切り分けて判断することは、(案1)と全く同じである。周知等を自己情報コントロール権の保障のためのサービスとして実施することも同様である。

しかし、「公益上特に必要があると認めるとき」の判断基準を明確に設けることはできず、個別具体的に判断するなかでは、その判断が難しい事例も有り得る。その時に、サービスとしての自己情報コントロール権の保障を判断材料の一つとすることも有り得る（サービスとしての自己情報コントロール権の保障を判断材料から排除する理由はない。）と考える。(案1)と異なる点は、この点のみである。

【平成28年12月27日に開催された平成28年度第7回の審査会において御承認していただいた外部提供の「公益上特に必要があると認めるとき」の適用についての手引への記載案】

【運用】 条例第9条第1項第5号の規定を適用する場合は、公益上必要な場合ではなく、公益上『特に』必要がある場合である。このため、一般的な公益の実現のためには同号を適用することはできない。公益上『特に』必要な場合に適用することができるものであることから、適用に当たっては、提供する個人情報の使用の目的及び効果、提供される者の権利及び利益の保護等を勘案して慎重に検討すること。その際、事例集を十分に読み込んだ上で、参考とすること。

● 外部提供の場合

事務を開始するためには、あらかじめ審査会の承認を得る必要があることから、事務の開始予定日までに余裕のある2月前までに（緊急に事務の開始の検討が始まった場合には、遅滞なく。）総務部総務課に協議すること。協議に当たっては、次の事項が分かる資料を準備すること。

特に重要な事項

- 提供の相手方の使用目的
- 提供の相手方の使用による効果

- 提供される予定の者の権利及び利益を考慮した上で、
  - ・ 本人の同意を得ない理由
  - ・ ホームページ、市報等での公表、周知の有無及び方法
  - ・ 提供を拒否する申出があった場合の対応
  - ・ 目的を達成するための他の手段の検討結果
- 事例集に類似する事務が掲載されているか、全くの新規事例なのか。
- 上記の事項を慎重に検討した上での公益上特に必要があると認める理由

その他の重要な事項

- 提供する個人情報の内容（住所、氏名及び電話番号の提供など、詳細な項目）
- 提供する個人情報の抽出方法
- 提供方法（紙に記載された個人情報を手渡す、個人情報のデジタルデータをUSBメモリーに複製して手渡すなど）
- 提供の相手方の必要性
- 提供の相手方の使用方法
- 提供の相手方の保管方法
- 提供の相手方の使用終了後の取扱い（廃棄、返却などの方法及び廃棄等により保管されなくなったことの確認方法）
- 提供する個人情報の抽出から提供、使用及び保管、廃棄又は返却までの一連の流れ

- 提供される予定の者の自己情報コントロール権を確保するための措置として
  - ・ ホームページ、市報等での公表、周知の有無及び方法
  - ・ 提供を拒否する申出があった場合の対応

※ 網掛け部分については、(案1)とする場合の修正案

【条例改正案】

自己情報コントロール権を保障するため周知等を行うことを条例に明文化したい。

改正案	現 行
<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第 9 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的(以下「目的外」という。)のために、当該個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令等の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示があるとき。</p> <p>(2) 本人の同意があるとき。</p> <p>(3) 出版、報道等により公にされているとき。</p> <p>(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を目的外のために利用し、又は提供するときは、当該個人情報に係る本人及び第三者(本人以外の個人及び法人その他の団体をいう。以下同じ。)の権利利益を不当に侵害することのないよ</p>	<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第 9 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的(以下「目的外」という。)のために、当該個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令等の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示があるとき。</p> <p>(2) 本人の同意があるとき。</p> <p>(3) 出版、報道等により公にされているとき。</p> <p>(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を目的外のために利用し、又は提供するときは、当該個人情報に係る本人及び第三者(本人以外の個人及び法人その他の団体をいう。以下同じ。)の権利利益を不当に侵害することのないよ</p>

うにしなければならない。

- 3 実施機関は、個人情報<sup>を</sup>第 1 項第 5 号に掲げる事由により目的外のために利用し、又は提供しようとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。

4 実施機関は、個人情報<sup>を</sup>第 1 項第 5 号に掲げる事由により目的外のために実施機関以外のものに提供しようとするときにおいて当該個人情報の提供に係る本人の権利利益の保護のため必要があると認める場合は、野田市のホームページへの掲載、市報への掲載等の方法により当該本人に周知するとともに、当該本人から提供の拒否の申出を受けることができるものとする。

- 5 前項の規定による措置を講じる場合であっても、【原則として】第 1 項第 5 号に掲げる事由の適用の判断に影響させてはならない。

うにしなければならない。

- 3 実施機関は、個人情報<sup>を</sup>第 1 項第 5 号に掲げる事由により目的外のために実施機関以外のものに提供しようとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。

※ (案 1) の場合は、【原則として】という文言を削る。

### 3 個人情報を取り扱う事務の届出制度について

前回の審査会で見直し案を提出していなかった「電子計算機処理の有無」、「電子計算機結合の有無」、「外部委託の有無」、「備考（個人情報の保存期間）」の欄の見直しについて

#### ア 「電子計算機処理の有無」の欄は廃止

- 現行は、電子計算機処理を制限していることから、エクセルを使用する事務についても「有」として届け出ている。
- ⇒ 見直し後は、電子計算機処理をしている事務がほとんどであり、「電子計算機処理の有無」を記載する意義はないため、廃止する。

#### イ 「電子計算機結合」の欄

- 現行は、有無のチェックボックスだけであり、どのような理由で結合をしているのか分からない。
- ⇒ 見直し後は、電子計算機結合をする理由を記載することとする。

#### ウ 「外部委託等」の欄

- 現行は、有無のチェックボックスだけであり、電子計算機処理を含んだ委託や指定管理者による管理なのかが分からない。
- ⇒ 見直し後は、委託する場合は電子計算機処理を含むもの以外の想定はないことから電子計算機処理の有無の記載は削り、外部委託なのか指定管理者による管理なのかを明らかにするとともに、クラウドコンピューティングを導入する事務を明らかにする。

#### エ 「個人情報の保存期間」の欄

- 現行は、備考の欄に記載している。
- ⇒ 見直し後は、備考の一部ではなく、個人情報の保存期間の欄として記載する。